

〔令和5年9月21日改正、同日施行〕
 《236～237, 244 頁》「定款」一部改正

新	旧
第3章 機 関 第3節 理 事 会	第3章 機 関 第3節 理 事 会
(議決事項) 第40条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関すること。</u> (7) その他理事会において必要と認めた事項	(議決事項) 第40条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。 (1)～(5) (略) (新設) (6) その他理事会において必要と認めた事項
(権限の委任) 第42条 理事会は、 <u>その権限のうち、次に掲げるものを規律委員会に委任することができる。</u> (1) <u>会員に対する制裁を決定する権限の一部</u> (2) <u>会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者(以下「会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等」という。)に対する指導、勧告を決定する権限及び処分を決定する権限の一部</u> 2 <u>理事会は、その権限のうち、あっせん及び調停に関する事項をあっせん・調停委員会に委任することができる。</u>	(権限の委任) 第42条 理事会は、 <u>会員に対する制裁を決定する権限の一部、会員役職員に対する指導、勧告を決定する権限及び処分を決定する権限の一部、あっせん及び調停に関する事項、並びに外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関する事項を、それぞれ規律委員会、綱紀委員会、あっせん・調停委員会、外務員登録等資格委員会に委任することができる。</u> (新設)

新	旧
<p>第5節 規律委員会及びあっせん・調停委員会</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 規律委員会は、理事会の委任を受けて、制裁規程の定めるところにより、会員に対する制裁の一部を決定し、<u>自主規制規則の定めるところにより、会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等に対する指導、勧告を決定し、又は処分の一部を決定する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第46条 削除</p> <p>第48条 削除</p>	<p>第5節 規律委員会、綱紀委員会、あっせん・調停委員会及び外務員登録等資格委員会</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 規律委員会は、理事会の委任を受けて、制裁規程の定めるところにより、会員に対する制裁の一部を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(綱紀委員会)</u></p> <p>第46条 本会に綱紀委員会を置く。</p> <p>2 <u>綱紀委員会は、理事会の委任を受けて、自主規制規則の定めるところにより、会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人に対する指導、勧告を決定し、又は処分の一部を決定する。</u></p> <p>3 <u>綱紀委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。</u></p> <p><u>(外務員登録等資格委員会)</u></p> <p>第48条 本会に外務員登録等資格委員会を置く。</p> <p>2 <u>外務員登録等資格委員会は、理事会の委任を受け、外務員の登録の事務及び外務員資格試験等の実施に関する事項を決定する。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和5年9月21日）から施行する。</u></p>	<p><u>3 外務員登録等資格委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

以 上